

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案について（報告）

1. 本法律案について

- 「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、**次の感染症危機に備え、感染の初期段階から効果的に対策を講ずるための**司令塔機能の強化や保健・医療提供体制の対応の方向性が決定され、これを受けて、具体的対応を定める法律案が第210回国会（令和4年臨時会）に提出され、成立しました（12月上旬公布見込み）。
- 本法律案では、次の感染症危機に備えた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正として以下が行われます。
 - (1) **感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】**
 - (2) 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】
 - (3) 水際対策の実効性の確保【検疫法等】
- そのうち上記(1)において、都道府県と医療機関との間で新興感染症等に対応するための医療の確保等に関する協定を締結するとともに、初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置（流行初期医療確保措置）として、**一定の医療機関にかかる感染症流行初期における事業継続確保のための減収補償の仕組み（国及び都道府県並びに医療保険者で負担）が創設**されます。（詳細は資料3-2）

2. 私学共済における対応及び影響について

- 新たな感染症が発生した場合に、拠出金を負担することとなります。
- 拠出額は事案が発生しないと不明ではあるものの、短期給付財政（掛金を含む）に与える影響は微小と見込まれます。

3. スケジュール

成立日：令和4年12月上旬（見込み）

公布日：令和4年12月上旬（見込み）

施行日：令和6年4月1日